

要介護認定者の介護保険サービス・医療保険サービスの関係

(別紙7)

	介護保険							医療保険		
	介護給付	医師の配置基準	看護師等の配置基準	訪問介護	訪問リハ	訪問看護	医師等による居宅療養管理指導	訪問看護 病院・診療所 (医科点数) ※1	訪問看護 ステーション (療養費) ※1	訪問診療 ※1
自 宅	—	×	×	○	○	○	○	× ※2	× ※2	○ ※3
有料老人ホーム (特定施設入所者生活介護以外)	×	×	×	○	○	○	○	× ※2	× ※2	○ ※3
有料老人ホーム (特定施設入所者生活介護)	○	×	○	×	×	×	○	×	×	×
グループホーム (痴呆性高齢者共同生活介護)	○	×	×	×	×	×	○	× ※2	× ※2	○ ※3
介護老人福祉施設	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
介護老人保健施設	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
介護療養型医療施設	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×

※1 医師又は看護師等が配置されている施設に入所している患者については算定の対象としない。

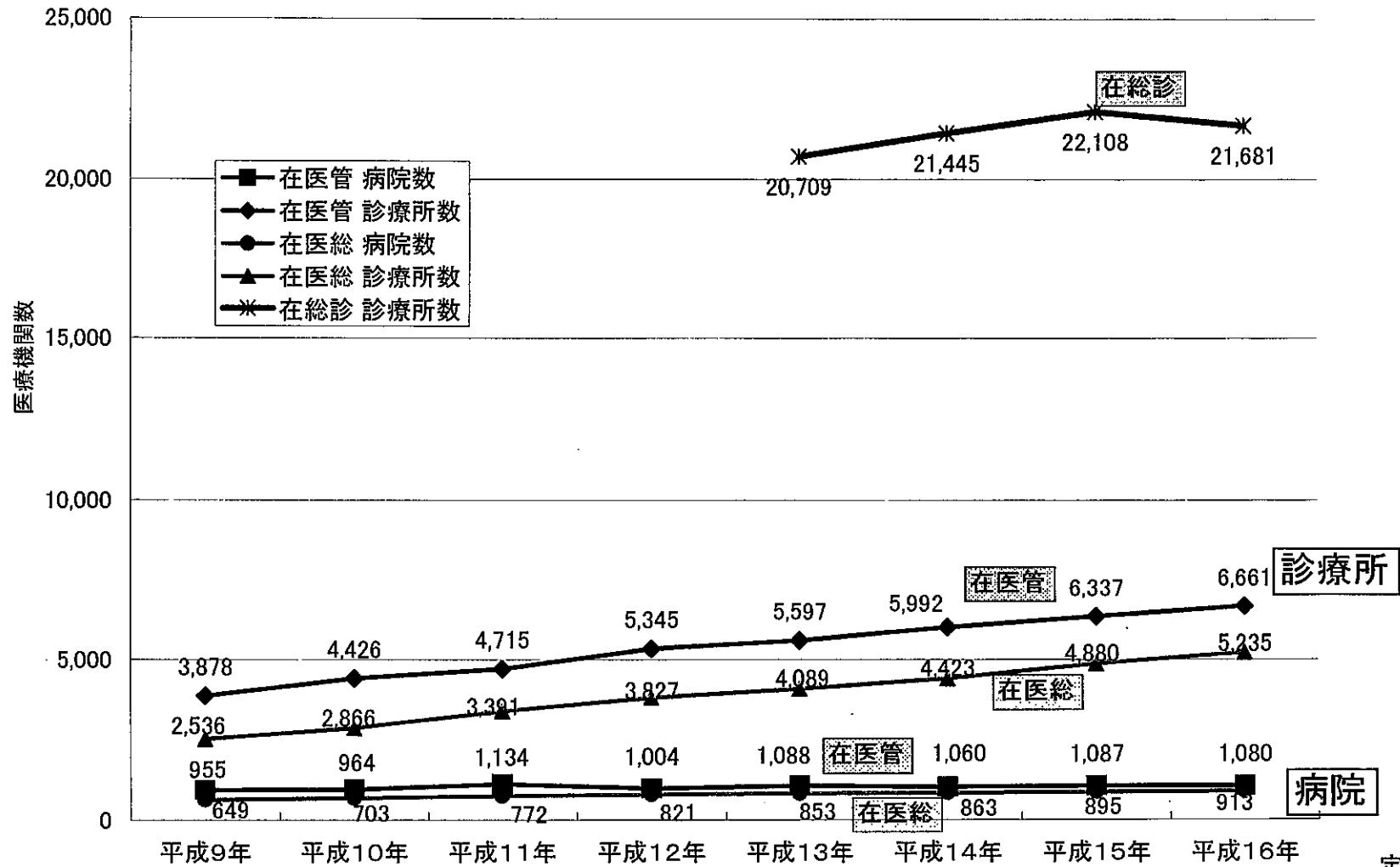
※2 末期の悪性腫瘍及び難病、あるいは急性増悪等により医師の特別指示書が出ている場合(14日間を限度)は医療保険の適用となる。

※3 2人目以降については、初・再診料のみを算定

在宅医療の変遷

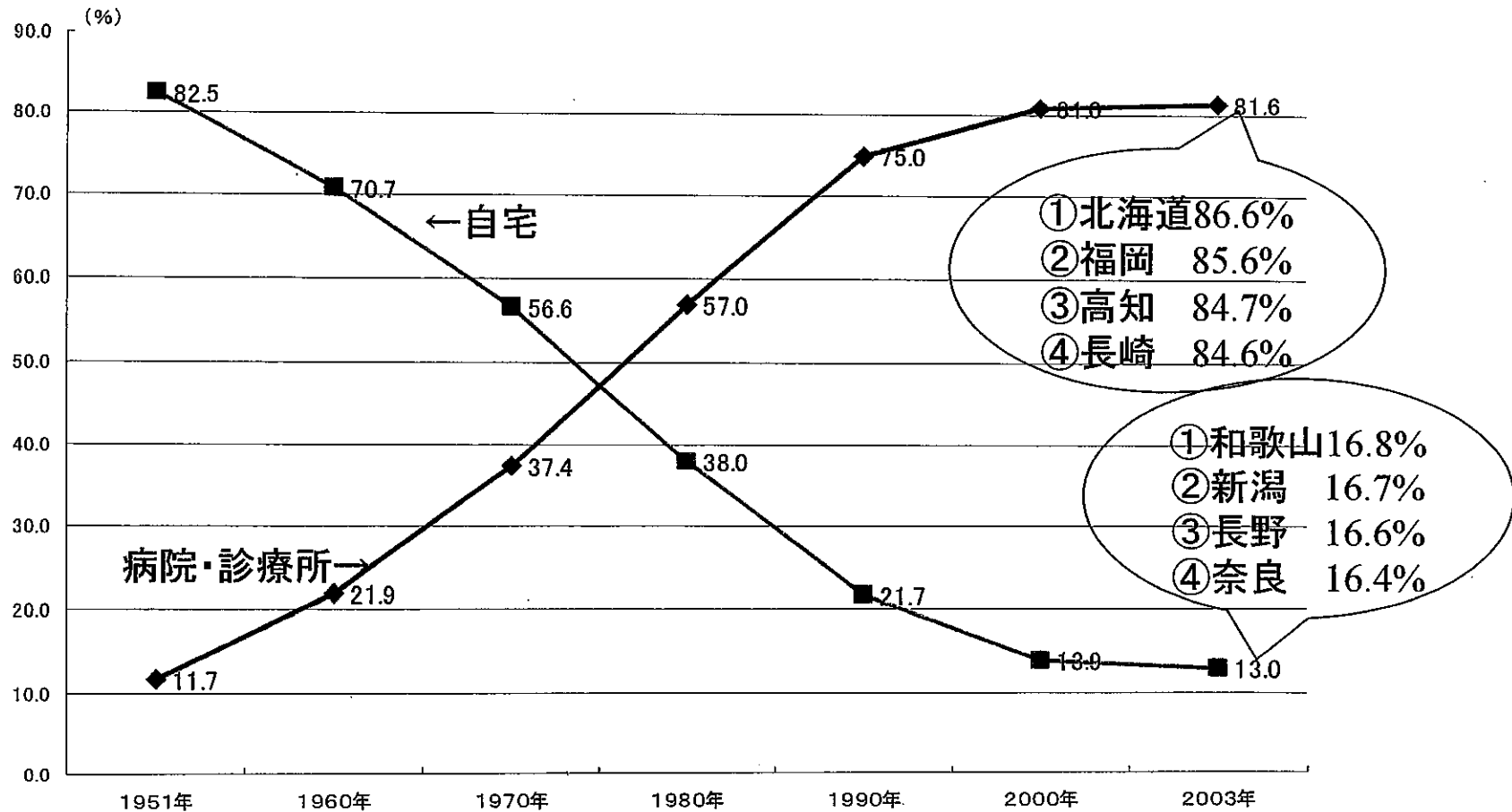
	S33年	S56年	S58年	S59年	S60年	S63年	H2年	H4年	H6年	H8年	H10年	H12年	H14年	H16年
往診料														
往診			寝たきり老人訪問診療料											
						在宅患者訪問診療料		寝たきり老人在宅総合診療料 在宅訪問リハビリテーション指導管理料	在宅時医学管理料 在宅末期医療総合診療料1, 2 在宅看取り加算 在宅患者訪問薬剤管理料 訪問看護指示料 在宅患者訪問栄養食事指導					在宅患者訪問点滴注射指導料
指導管理料		在宅自己注射指導管理料												
			在宅自己腹膜灌流指導管理料											
				在宅酸素療養指導管理料										
				在宅中心静脈栄養法指導管理料										
					在宅成分栄養経管栄養法指導管理料									
					在宅自己導尿指導管理料									
						在宅人工呼吸指導管理料								
						在宅悪性腫瘍患者指導管理料								
						在宅寝たきり患者処置指導管理料								
								退院前在宅療養指導管理料 在宅自己疼痛管理指導管理料						
											在宅持続陽圧呼吸療法指			
											在宅血流透析指導管理料			
											在宅肺高血圧症患者指導管理料			
											在宅気管切開患者指導管理料			
訪問看護						在宅訪問看護・指導料								
								訪問看護基本療養費1 情報提供療養費 管理療養費						
									難病等複数回訪問加算 精神訪問看護・指導料1・2 退院時共同指導加算					
										特別地域加算 24時間連絡体制加算				
											ターミナルケア加算 訪問看護基本療養費2 重症者管理加算			
												難病等複数回訪問加算		

在宅時医学管理料(在医管)、在宅末期医療総合診療料(在医総)
及び寝たきり老人在宅総合診療料(在総診)の届出医療機関数



定例報告より

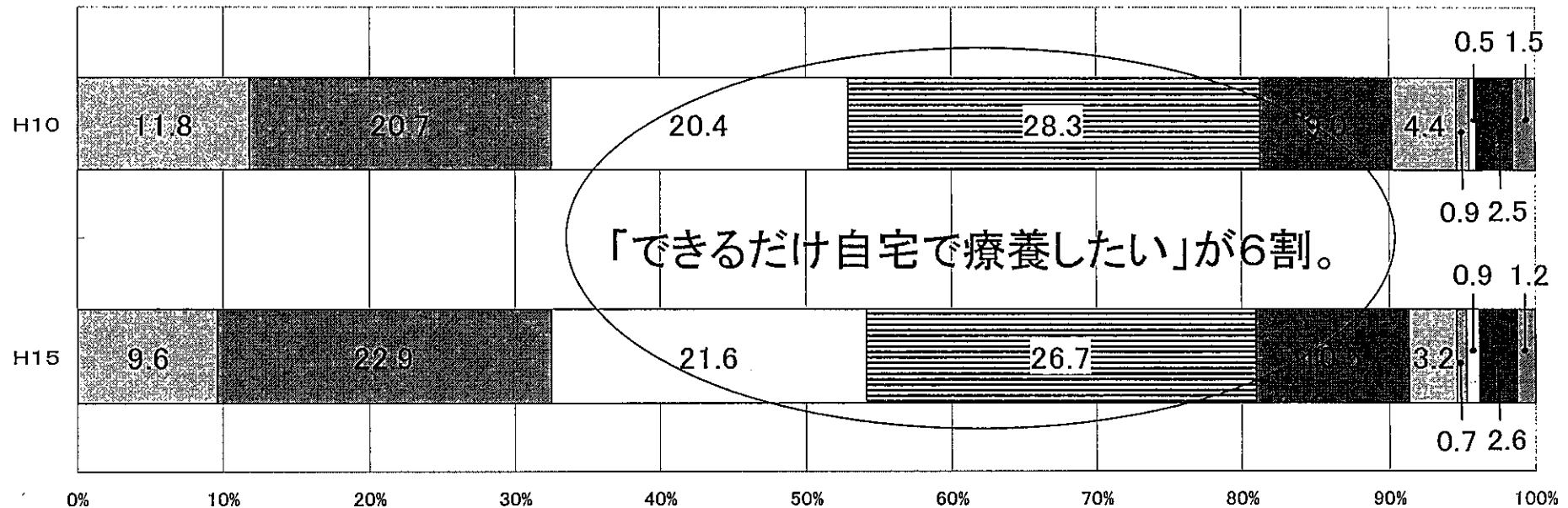
死亡の場所の推移



人口動態統計調査より

終末期における療養の場所

問 ご自身が痛みを伴い治る見込みがなく死期が迫っている場合、療養生活は最期までどこで送りたいですか。



「できるだけ自宅で療養したい」が6割。

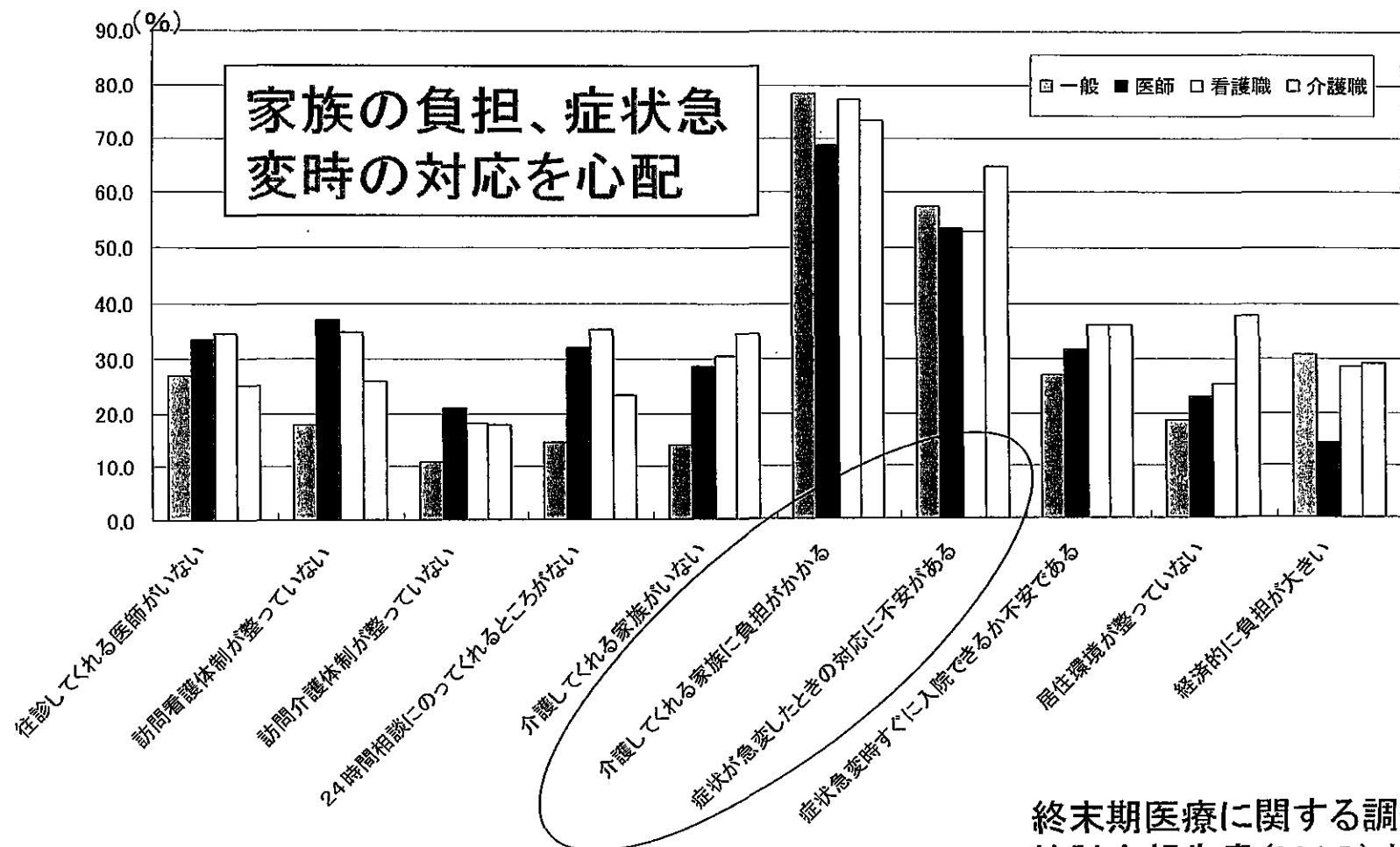
自宅希望 →

- なるべく早く今まで通った(又は現在入院中の)医療機関に入院したい
- なるべく早く緩和ケア病棟(終末期における症状を和らげることを目的とした病棟)に入院したい
- 自宅で療養して、必要になればそれまでの医療機関に入院したい
- 自宅で療養して、必要になれば緩和ケア病棟に入院したい
- 自宅で最後まで療養したい
- 専門的医療機関(がんセンターなど)で積極的に治療を受けたい
- 老人ホームに入所したい
- その他
- わからない
- 無回答

終末期医療に関する調査等検討会報告書(H16)より

自宅で最期まで療養することが困難な理由

問 最期までの自宅療養が実現困難であるとお考えになる具体的な理由をいくつかもお答えください。



終末期医療に関する調査等
検討会報告書(H16)より

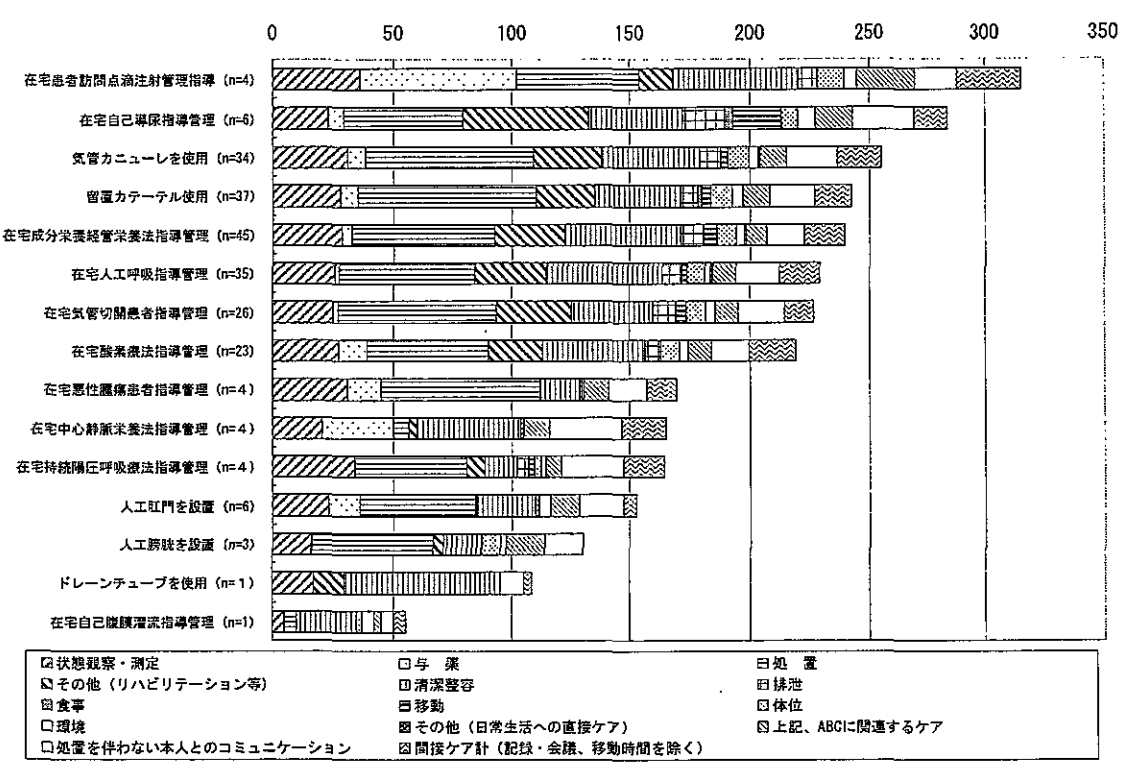
診療報酬調査専門組織コスト調査分科会平成16年度調査
訪問看護ステーションに係るコスト調査（抜粋）

Ⅱ 重症者管理加算又は特別管理加算を算定する訪問看護利用者について
第3節 タイムスタディ調査

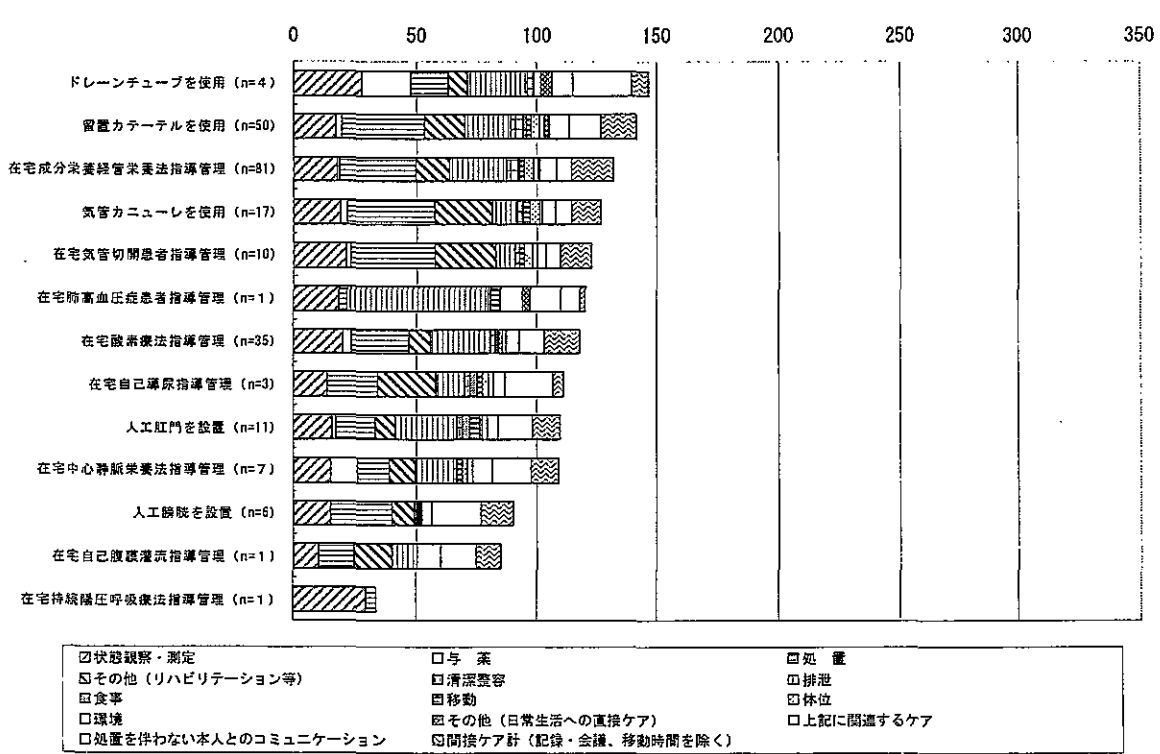
(2) 対象項目別の比較

重症者管理加算の対象の項目別と特別管理加算の対象の項目別にみると、項目により1週間のケア時間は大きく異なっている。(注：対象項目は複数回答のため、同一人物が複数のカテゴリーに計上されている。)

図表1 重症者管理加算の内容ごとの時間（複数回答、医療保険：n=124）



図表2 特別管理加算の内容ごとの時間（複数回答、介護保険：n=179）



（別紙12）